

町田市教育環境整備地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市教育環境整備地区建築条例の一部を改正する条例

町田市教育環境整備地区建築条例（令和４年９月町田市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第２条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）において使用する用語の例による。</p> <p>(教育環境整備地区の区分)</p> <p>第４条 教育環境整備地区は、<u>第一種教育環境整備地区、第二種教育環境整備地区、第三種教育環境整備地区及び第四種教育環境整備地区</u>とする。</p> <p>(教育環境整備地区内の建築等の緩和)</p> <p>第５条 <u>第一種教育環境整備地区内及び第四種教育環境整備地区内</u>にあっては法第４８条第３項（法第８７条第２項で準用する場合を含む。）の規定にかかわらず<u>別表第一種教育環境整備地区の項及び第四種教育環境整備地区の項</u>に掲げる建築物、<u>第三種教育環境整備地区内</u>にあっては法第４８条第１項（法第８７条第２項で準用する場合を含む。）の規定にかかわらず同表<u>第三種教育環境整備地区の項</u>に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は当該建築物の用途への用途の変更（以下「建築等」という。）をすることができる。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第７条 建築物の敷地面積は、第一種教育環境整備地区にあっては５００平方メートル以上、第二種教育環境整備地区にあっては１，０００平方メートル以上でなければならない。ただし、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の<u>用途</u>に供する建築物の敷地においては適</p>	<p>(定義)</p> <p>第２条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。<u>以下「令」という。</u>）において使用する用語の例による。</p> <p>(教育環境整備地区の区分)</p> <p>第４条 教育環境整備地区は、第一種教育環境整備地区<u>及び第二種教育環境整備地区</u>とする。</p> <p>(教育環境整備地区内の建築等の緩和)</p> <p>第５条 <u>第一種教育環境整備地区内</u>においては、法第４８条第３項（法第８７条第２項で準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、<u>別表第一種教育環境整備地区の項</u>に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は当該建築物の用途への用途の変更（以下「建築等」という。）をすることができる。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第７条 建築物の敷地面積は、第一種教育環境整備地区にあっては５００平方メートル以上、第二種教育環境整備地区にあっては１，０００平方メートル以上でなければならない。ただし、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の<u>用</u>に供する建築物の敷地においては適用</p>

用しない。

(壁面の位置の制限)

第8条 第一種教育環境整備地区においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、5メートル以上でなければならない。ただし、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する建築物については、適用しない。

2 第三種教育環境整備地区及び第四種教育環境整備地区においては、建築物のうち別表第三種教育環境整備地区の項及び第四種教育環境整備地区の項に掲げる建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、4メートル以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、第一種教育環境整備地区及び第二種教育環境整備地区にあつては20メートル、第四種教育環境整備地区にあつては25メートルを超えてはならない。

## 2 略

別表(第5条、第6条関係)

地区の区分	建築物
第一種教育環境整備地区	(1) 次に掲げる要件を満たす工場 ア 主として共同給食調理場の用途に供すること。 イ・ウ 略 (2)～(6) 略
第二種教育環境整備地区	工場(次に掲げる要件を満たすものを除く。) (1) 主として共同給食調理場の用途に供すること。 (2)・(3) 略
第三種教育環境整備地区	(1) 集会場(集会場の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のものに限る。)

しない。

(壁面の位置の制限)

第8条 第一種教育環境整備地区においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、5メートル以上でなければならない。ただし、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用に供する建築物については、適用しない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 教育環境整備地区内の建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。

## 2 略

別表(第5条、第6条関係)

地区の区分	建築物
第一種教育環境整備地区	(1) 次に掲げる要件を満たす工場 ア 主として共同給食調理場の用に供すること。 イ・ウ 略 (2)～(6) 略
第二種教育環境整備地区	工場(次に掲げる要件を満たすものを除く。) (1) 主として共同給食調理場の用に供すること。 (2)・(3) 略

	<u>(2) スポーツ練習場 (スポーツ練習場の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のものに限る。)</u>
<u>第四種教育環境整備地区</u>	<u>(1) 集会場 (集会場の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のものに限る。)</u> <u>(2) スポーツ練習場 (スポーツ練習場の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のものに限る。)</u>

附 則

この条例は、令和7年9月30日から施行する。